

証券コード 1379
2022年6月13日

株 主 各 位

長野県長野市南堀138番地1
ホクト株式会社
代表取締役社長 水野 雅 義

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 長野県長野市南堀138番地1
当社本社大会議室

＜新型コロナウイルス感染症への対応についてのお知らせ＞

- ◆本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。なお、体調がすぐれない場合や、感染による影響が特に大きいとされる、ご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様には、特に慎重なご判断をお願いいたします。
- ◆当日は、間隔をあけてお座りいただけるよう、座席数を少なくしております。そのため、ご入場を制限させていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ◆マスクの着用、アルコール消毒、検温等のご協力をお願いいたしますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、発熱等の症状がみられる場合は、入場をお断りさせていただきます。また、当社スタッフもマスクの着用をさせていただきます。

○お土産配布の休止について

- ◆本年の株主総会会場でのお土産の配布は休止させていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○株主総会のライブ配信について

- ◆株主の皆様へ、当日の株主総会をインターネットでライブ配信させていただきますので、ご視聴ください（詳細は3ページのご案内をご参照ください）。

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第59期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第59期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 本定時株主総会招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.hokto-kinoko.co.jp>）に掲載しております。
 - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
 3. なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.hokto-kinoko.co.jp>）に掲載させていただきます。
 4. 電子提供制度に関するご案内
2022年9月1日に電子提供制度が施行されます。これに伴い、次回（2023年3月以降）の株主総会から、株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載させていただきます。
次回以降の株主総会について、株主総会資料を书面で受領したい株主様は、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。「書面交付請求」のお手続きにつきましては、証券会社にお申し出の場合は、口座を開設している証券会社へ、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三菱UFJ信託銀行株式会社へお問い合わせください。

～株主総会インターネット参加のご案内～

株主総会当日にご自宅等からでも株主総会の様子を傍聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ中継を行います。

当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

1. 配信日時

2022年6月28日（火曜日） 午前10時～株主総会終了時刻まで

※天変地異や新型コロナウイルス感染症の拡大等により、ライブ配信が実施できなくなる可能性がございます。
配信の可否、状況等につきましては、随時当社HP等によりご案内させていただきます。

2. 株主総会の視聴方法

URL：<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

- ①上記URL（株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」）へアクセスしてください。
- ②株主様認証画面（ログイン画面）で「ログインID」と「パスワード」を入力し、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「ログイン」ボタンをクリックしてください。「ログインID」と「パスワード」は、招集通知に同封されている議決権行使書裏面に記載されております。
- ③なお、議決権行使書裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取っていただくと、「ログインID」と「パスワード」の入力を省略して株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へログインいただくことが可能です。
※本サイトの公開期間は、本招集通知到着時～2022年6月28日です。
公開期間外は、株主様認証画面（ログイン画面）は表示されるものの、ログイン後のページにアクセスすることはできません。
- ④ログイン後、「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。
※当日ライブ視聴ページは、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。
*「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
※P5～P6もあわせてご確認ください。

【インターネット参加にかかるご留意事項】

- ✓ インターネット参加によりライブ中継をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。
- ✓ 議決権行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネット投票、または委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願いいたします。
- ✓ インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ✓ ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ✓ ご視聴いただくための通信料金等は、各株皆様のご負担となります。
- ✓ 同封の議決権行使書を紛失された場合、以下のお問い合わせ先にて、再発行が可能です。
- ✓ ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

【推奨環境】

本サイトの推奨環境は以下の通りです。

なお、Internet Explorerはご利用いただけませんので以下ブラウザをご利用ください。

	PC		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS	Windows 10以降	MacOS X 10.13 (High Sierra) 以降	iOS 13.0以降	iOS 12.0以降	Android 8.0以降
ブラウザ* 各種最新	Google Chrome、 Microsoft Edge(Chromium)	Safari、 Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

*上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。

【本サイトに関するお問い合わせ】

TEL 0120-676-808（通話料無料）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

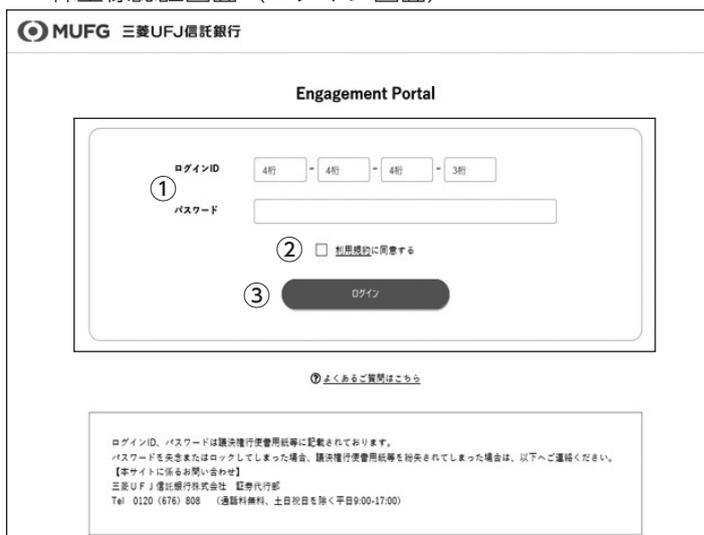
（土日祝日等を除く平日午前9時～午後5時、ただし、株主総会当日は午前9時～株主総会終了まで）

【ご参考：株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のアクセス方法ご案内】

1. QRコードの読み取りによりログインする場合
 <<同封の議決権行使書裏面（イメージ）>>



2. 個別のログインID・パスワードによりログインする場合
 <<株主様認証画面（ログイン画面）>>



- 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へアクセスしてください。
- ①同封の議決権行使書裏面に記載のログインIDとパスワード（※）を入力してください。
 - ②利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
 - ③「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- ※議決権行使WEBサイトでパスワードを変更した後も、議決権行使書裏面に記載のパスワードをご利用ください。
- （画面はイメージです。編集等により、実際の画面とは異なる場合がございます）

3. ポータルサイト（株主総会当日）

①ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。



※当日ライブ視聴ページには、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。

②当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。

③当日ライブ視聴ページが表示されます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2022年6月28日（火曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月27日（月曜日） 午後5時30分到着分まで</p>	 <p>インターネット等で議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月27日（月曜日） 午後5時30分入力完了分まで</p>
---	---	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
ホクト株式会社
株主総会日 _____ 御中
議決権の数 _____ XX 股

XXXX年XX月XX日

--	--	--

議決権の数 _____ XX 股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

パスワード XXXXXX

見本

ホクト株式会社

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

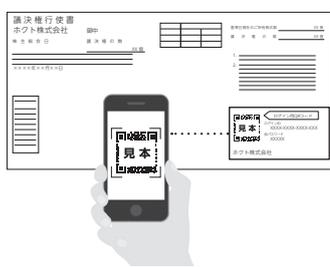
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

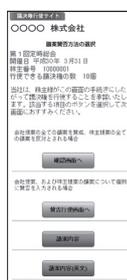
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

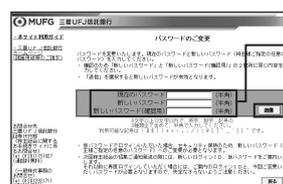
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力してクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時~午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の実施により社会活動や個人消費が停滞する中、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進んだことにより緩やかながら回復に向かう局面もみられました。しかしながら、原材料高や原油価格の高騰等により企業収益は悪化しており、加えて米国の金融引き締めやロシアのウクライナ侵攻を契機に先行きの不透明感が一層高まることとなりました。

このような経済環境の中、当社グループは消費者の皆様及び従業員の安全を最優先に考え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しつつ、きのこ事業を中心として、健康食材である「きのこ」の研究開発、生産、販売を通してより多くの皆様へ、おいしさと健康をお届けできるよう事業活動を行ってまいりました。また、「きのこで健康を届けることを使命に市場と消費を拡大する」及び「利益の創出と企業の社会的責任を両立する」を経営ビジョンとする新しい中期経営計画を策定し、2021年4月から取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高709億32百万円（前期売上高738億89百万円）となり、収益認識会計基準の適用により、売上高は11億44百万円減少しております。また、営業利益20億14百万円（前期比66.5%減）、経常利益36億58百万円（同43.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は25億30百万円（同37.3%減）となりました。

なお、当連結会計年度の生産量は、ブナピーを含めブナシメジ47,097 t（同2.3%増）、エリンギ19,129 t（同0.5%増）、マイタケ14,347 t（同2.3%増）となりました。

当連結会計年度の各セグメントの概況は以下の通りであります。

〔国内きのこ事業〕

生産部門におきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しつつ、衛生管理をより徹底し、品質の向上と安定栽培に努め、安全・安心なきのこを生産してまいりました。研究部門におきましては、品質管理体制の強化、付加価値の高い新製品の開発及びきの

この薬理効果や機能性の追求に取り組んでまいりました。営業部門におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で直接的な販促活動ができない中、きのこ需要を喚起すべく、健康・美容・スポーツを3本柱とした「きのこで菌活」を提唱し、鮮度に拘った営業活動を行ってまいりました。販売面では、当連結会計年度は、一年を通して野菜が潤沢に供給されたこと等から、野菜相場が全般的に安値で推移したためきのこの価格は低調に推移しました。特に、例年に比べ、きのこの需要期である秋冬にきのこの価格が低調に推移した結果、国内きのこ事業全体の売上高は462億86百万円（前期売上高505億38百万円）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は9億36百万円減少しております。

〔海外きのこ事業〕

米国の現地法人「HOKTO KINOKO COMPANY」におきましては、当連結会計年度前半はワクチン接種の拡大に伴い経済活動が活発化したことから、Food Serviceを中心とした売上は堅調に推移いたしました。しかしながら、第3四半期に入り、新型コロナウイルス感染症の影響でコンテナ物量の混乱や、原材料価格、人件費の高騰等の影響を受け、営業利益は計画を下回りました。台湾の現地法人「台湾北斗生技股份有限公司」におきましては、同国内の新型コロナウイルス感染症拡大が沈静化し、店内飲食規制が段階的に緩和されたことを受けて外食関連は好調となりました。また、野菜相場の騰落が激しい1年であり、小売を中心とした販売は不安定な状況ではありましたが、新規の小売向け販売に注力した結果、売上高は計画を若干下回ったものの、営業利益は計画を上回りました。マレーシアの現地法人「HOKTO MALAYSIA SDN. BHD.」におきましては、マレーシア、アセアン各国でのオミクロン株の感染が拡大し、加えてロシア・ウクライナ問題が物価上昇を進行させ、消費は鈍い状況が続きました。そのような厳しい環境の中、特売企画を中心とした販売や経費削減に注力してまいりましたが、売上高及び営業利益は計画を下回りました。

以上の結果、海外きのこ事業全体の売上高は63億48百万円（前期売上高50億74百万円）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用による売上高に与える影響はありません。

〔加工品事業〕

加工品事業におきましては、水煮・冷凍等のきのこの加工品の販売を行うとともに、新商品の開発及び市場開拓に取り組んでまいりました。当連結会計年度前半は新型コロナウイルス感染症の影響で内食志向が継続し、外食関連は引き続き厳しい状況ではありましたが、第3四半期に入りまして新型コロナウイルス感染症の影響は弱まり、コンビニエンスストアや外食関連など回復傾向に繋がり、売上高は計画を上回りました。通販事業では、企画販売に力を入れたことで新商品が堅調な販売であり、また自社ECサイトが伸長したため、営業利益が計画に対

し大幅上昇となりました。また、子会社の株式会社アーデンにおきましては、好調であった昨年の反動で売上高は低調に推移しましたが、第4四半期になりまして若干回復傾向になったものの、売上高、営業利益ともに昨年に比べ減少いたしました。

以上の結果、加工品事業の売上高は77億32百万円（前期売上高82億74百万円）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は6百万円減少しております。

〔化成品事業〕

包装資材を主要事業とする第一事業部では、輸入資材の不安定な調達や原油高騰に伴う値上げ基調の中、お客様への適切な情報提供と資材の安定供給に注力いたしました。農業資材及び自社製品の製造・販売を中心とする第二事業部では、プラスチック成型の品質向上と生産効率向上に努めたほか、農業生産者向けの機械販売や自社製品の新規受注に尽力いたしました。

以上の結果、化成品事業の売上高は105億65百万円（前期売上高100億1百万円）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は2億2百万円減少しております。

事業区分別売上高

(単位：百万円)

事業区分	第59期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで	第58期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで
	金額	金額
国内きのこ事業	46,286	50,538
海外きのこ事業	6,348	5,074
加工品事業	7,732	8,274
化成品事業	10,565	10,001
合計	70,932	73,889

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度比増減率は記載しておりません。

② 重要な設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の主なものは、次の通りであります。

建 物	三重第一きのごセンター	2,788百万円
	三重第二きのごセンター	1,529百万円
機械装置	三重第一きのごセンター	2,214百万円
	三重第二きのごセンター	3,157百万円

③ 重要な資金調達の状況

三重きのごセンターの新設資金に充当するため、総額7,000百万円の借入を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第56期 2019年3月期	第57期 2020年3月期	第58期 2021年3月期	第59期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売上高 (百万円)	70,183	71,220	73,889	70,932
経常利益 (百万円)	4,610	4,187	6,526	3,658
親会社株主に 帰属する当期 純利益 (百万円)	3,188	1,531	4,038	2,530
1株当たり 当期純利益 (円)	99.87	48.59	128.83	80.26
総資産 (百万円)	103,606	100,602	100,237	104,933
純資産 (百万円)	52,030	50,545	54,140	54,509
1株当たり 純資産額 (円)	1,642.24	1,616.78	1,720.37	1,726.24

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第56期 2019年3月期	第57期 2020年3月期	第58期 2021年3月期	第59期 (当事業年度) 2022年3月期
売上高 (百万円)	49,516	50,498	52,942	49,090
経常利益 (百万円)	4,585	3,326	5,405	2,425
当期純利益 (百万円)	3,005	1,783	3,340	1,595
1株当たり 当期純利益 (円)	94.14	56.58	106.58	50.62
総資産 (百万円)	98,190	94,590	93,684	97,078
純資産 (百万円)	52,399	51,333	53,740	53,013
1株当たり 純資産額 (円)	1,653.88	1,642.01	1,707.64	1,678.88

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権率	主要な事業の内容
ホクト産業株式会社	200百万円	100%	化成品の製造・販売
株式会社アーデン	1,000百万円	100%	レトルトパウチ食品の製造
HOKTO KINOKO COMPANY	18,000千米ドル	100%	きのこの生産・販売
台灣北斗生技股份有限公司	700百萬元	100%	きのこの生産・販売
HOKTO MALAYSIA SDN.BHD.	32百万リンギット	100%	きのこの生産・販売
株式会社サン・メディカ	10百万円	100%	サプリメントの企画・販売
Mushroom Wisdom, Inc.	9千米ドル	100%	サプリメントの製造・販売

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、少子高齢化・人口減少、業種業態を越えた競争の激化や、原材料価格・物流費・エネルギーコストの上昇が続き、今後も厳しい経営環境が続くものと想定されます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済活動の冷え込みによる景気の大きな下振れも予想されます。このような環境下において、当社グループは、一昨年、「きのこで健康を届けることを使命に市場と消費を拡大する」という経営ビジョンのもと、2022年3月期から2026年3月期を対象とした中期経営計画を策定いたしました。この中期経営計画を確実に実行し、さらなる収益の向上に努めてまいります。

各部門の今後の取り組みは以下の通りです。

国内きのこ事業の生産部門におきましては、引き続ききのこの品質の向上と安定栽培に努め、安全・安心でより良いきのこを提供していく所存です。また、今後のきのこ需要の拡大を見据え、三重県にブナシメジとマイタケを生産する工場を昨年10月に竣工いたしました。今後も、引き続き安全・安心な利便性の高いより良いきのこを生産・販売してまいりますとともに、サステナブルな取り組みも積極的に挑戦していく所存です。

営業部門におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により対面営業や試食販売ができない厳しい環境下が続いておりますが、きのこの需要を喚起するため、今年で制定後7年目を迎える「菌活の日」の一層の浸透・深化を促すとともに、新たな食のシーンの提案を行い「きのこで菌活」のさらなる実践促進を図ってまいります。これからも鮮度重視の営業に注力し「きのここといえばホクト」といわれるようブランド価値を一層高め、収益の拡大を図ってまいります。

研究部門におきましては、消費者の健康志向が高まる中、新たな品種開発や品種改良、きのこの薬理効果及び機能性の研究に一層取り組んでまいります。

海外きのこ事業におきましては、米国の現地法人「HOKTO KINOKO COMPANY」は、最近2期間コロナの影響、原材料価格の高騰等により営業赤字となっておりますが、早期の黒字化を目指します。台湾の現地法人「台湾北斗生技股份有限公司」は、最近コロナ感染者が爆発的に拡大中ですが、工場内での感染防止に努め、事業の継続に影響を与えないように対応してまいります。マレーシアの現地法人「HOKTO MALAYSIA SDN. BHD.」は、原材料価格や電力代の高騰により製造原価が上昇していることから、代替原料の実験や太陽光パネル設置等コスト削減を実施し、収益の確保を図ってまいります。また、海外事業本部におきましても、きのこの拡販のため、アジア各国及び欧州でのマーケティング活動を強化してまいります。

加工品事業におきましては、既存商品の拡大を図るとともに、2022年3月期より商品開発課を新設し、健康をテーマにした商品開発に取り組み、新商品の発売も開始しておりますが、今後は生きのこ販売の相乗効果に資する商品の開発にも挑戦してまいります。

化成品事業における包装資材及び農業資材の両部門において、原油高騰による影響により仕入商品の値上げが顕著となっているため、お客様への丁寧な説明と適正な価格交渉を継続し、収益確保に努めてまいります。自社製品製造・販売部門においては、原材料や電力費等の製造経費が上がっていることから、一層の生産効率アップとコスト削減に努めてまいります。また、SDGs関連の取り組みを強化し、社会貢献を果たしてまいりる所存です。

また、会社全体としまして、働き甲斐のある会社を実現するため、健康経営優良法人・健康経営優良法人ホワイト500等の認証の取得と活用に取り組んでまいります。

その他、私たちの目指す「未来を笑顔に」を実現するためには、SDGsが掲げる持続可能な開発目標の達成が不可分と捉え、当社がSDGsの目標として掲げる「4つの取り組みテーマ」と「それぞれの重点活動」に取り組み、社会そして企業のサステナビリティの重要性を認識し、当社グループの総力をもってこれらの目標達成に向け取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
国内きのこ事業	日本国内におけるブナシメジ、エリンギ、マイタケ等の生産及び販売
海外きのこ事業	海外におけるブナシメジ、エリンギ、マイタケ等の生産及び販売
加工品事業	レトルトパウチ食品の製造及び販売、サプリメントの企画及び販売
化成品事業	包装資材の製造及び販売、農業資材の製造及び販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

	事業所名	所在地
ホクト株式会社	本 社	長野県長野市南堀
	きのこ総合研究所	長野県長野市大字下駒沢
	東京支店	東京都品川区南大井
	大阪支店	大阪府茨木市別院町
	名古屋営業所	愛知県名古屋市中区葵
	広島営業所	広島県福山市三之丸町
	苫小牧きのこセンター	北海道苫小牧市あけぼの町
	宮城きのこセンター	宮城県大崎市古川上中目
	新潟きのこセンター	新潟県新潟市藤塚浜
	赤沼きのこセンター	長野県長野市大字赤沼
	柳原きのこセンター	長野県長野市大字柳原
	青木島きのこセンター	長野県長野市青木島町大塚
	更埴きのこセンター	長野県千曲市大字土口
	上田きのこセンター	長野県上田市塩川
	佐久きのこセンター	長野県佐久市大字志賀字寄山
	小諸きのこセンター	長野県小諸市大字和田
	大町きのこセンター	長野県大町市大字大町
	富山きのこセンター	富山県富山市八尾町保内
	静岡きのこセンター	静岡県菊川市嶺田
	三重きのこセンター	三重県多気郡多気町西山字釜ノ口
広島きのこセンター	広島県三原市大和町下徳良	
香川きのこセンター	香川県東かがわ市大内	
八女きのこセンター	福岡県八女市今福	
広川きのこセンター	福岡県八女郡広川町大字日吉	
八女東きのこセンター	福岡県八女市大字山内	
黒木きのこセンター	福岡県八女市黒木町本分	
城島きのこセンター	福岡県久留米市城島町浮島	
ホクト産業株式会社	本 社	長野県長野市南堀
	豊野工場	長野県長野市豊野町浅野
	松本支店	長野県東筑摩郡山形村
	麻績工場	長野県東筑摩郡麻績村日
	新潟支店	新潟県新潟市東区卸新町
上田支店	長野県上田市大字国分	
九州農業資材課	福岡県八女郡広川町大字日吉	
株式会社アーデン	本 社	長野県小諸市大字森山
HOKTO KINOKO COMPANY	本 社	米国 カリフォルニア州
台湾北斗生技股份有限公司	本 社	台湾 屏東縣長治郷徳和村研發
HOKTO MALAYSIA SDN.BHD.	本 社	マレーシア ネグリセンビラン州
株式会社サン・メディカ	本 社	東京都港区高輪
Mushroom Wisdom,Inc.	本 社	米国 ニュージャージー州

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内さのこ事業	1,062名 (2,347名)	41名増 (19名増)
海外さのこ事業	22名 (327名)	2名減 (10名減)
加工品事業	158名 (44名)	2名減 (9名減)
化成品事業	144名 (83名)	2名減 (4名増)
合計	1,386名 (2,801名)	35名増 (4名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、地域限定社員、準社員及びパートは () 内に連結会計年度末人数を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,094名 (2,349名)	35名増 (19名増)	38.1歳	12.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、地域限定社員、準社員及びパートは () 内に事業年度末人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社八十二銀行	10,960百万円
株式会社三菱UFJ銀行	6,918百万円
株式会社みずほ銀行	5,534百万円
株式会社三井住友銀行	3,451百万円

(注) 借入額には、各行の海外現地法人等からの借入を含んでおります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 50,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 33,359,040株 |
| ③ 株主数 | 45,781名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社北斗	5,960千株	18.7%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,214千株	10.1%
株式会社八十二銀行	1,575千株	5.0%
公益財団法人水野美術館	1,500千株	4.7%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	669千株	2.1%
ホクト従業員持株会	641千株	2.0%
水野雅義	599千株	1.9%
キッセイ薬品工業株式会社	499千株	1.6%
三木産業株式会社	443千株	1.4%
日本生命保険相互会社	417千株	1.3%

(注) 当社は、自己株式1,551,751株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には、当社「役員報酬B I P信託」(72,158株)、「従業員持株会信託型E S O P」(158,300株)の保有する当社株式を含めておりません。

⑤当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数		交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式	7,728株	6名
社外取締役	当社普通株式	1,221株	3名

⑥その他株式に関する重要な事項

当社は2019年6月21日開催の第56回定時株主総会において、当社の取締役（国外居住者を除く）を対象に中長期的な視点で株主の皆様と利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づけることを目的として、取締役向け株式報酬制度の導入を決議いたしました。本制度では、「役員報酬B I P 信託」と称される仕組みを採用いたします。なお、2022年3月31日現在、「役員報酬B I P 信託」の保有する自己株式数は72,158株であります。

また、当社は2019年11月5日開催の取締役会において、当社グループ従業員（以下「従業員」という）に対する福利厚生制度の充実を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させる等、当社の企業価値の向上を図ることを目的として、「従業員持株会信託型E S O P」の導入を決議いたしました。なお、2022年3月31日現在、「従業員持株会信託型E S O P」が保有する自己株式数は、158,300株であります。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している新株予約権の状況
該当事項はありません。

② 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

2018年7月18日に発行した120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の内容は、以下の通りであります。

取締役会決議の日	2018年7月2日
新株予約権付社債の残高	9,719百万円
新株予約権の数	9,719個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)	4,654,693株
転換価格	2,088円
新株予約権の行使の条件	2018年9月3日から2023年7月14日まで

(注) 社債の残高を転換価格(2,088円)で除して得られた最大整数で表示しております。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	水 野 雅 義	ホクト産業株式会社代表取締役会長 HOKTO KINOKO COMPANY代表取締役会長 台湾北斗生技股份有限公司董事 HOKTO MALAYSIA SDN.BHD.取締役
専務取締役	高 藤 富 夫	管理本部長 株式会社アーデン監査役 台湾北斗生技股份有限公司監察人 株式会社サン・メディカ監査役 Mushroom Wisdom,Inc.監査役
専務取締役	森 正 博	営業本部長 ホクト産業株式会社取締役 株式会社アーデン監査役
取締役	重 田 克 己	海外事業本部長 HOKTO KINOKO COMPANY取締役 台湾北斗生技股份有限公司董事 HOKTO MALAYSIA SDN.BHD.取締役 株式会社サン・メディカ代表取締役社長 Mushroom Wisdom,Inc.代表取締役会長
取締役	稲 富 聡	開発研究本部長 株式会社アーデン取締役
取締役	北 村 晴 男	
取締役	小 竹 貴 子	
取締役	池 田 潤	
常勤監査役	神 田 芳 夫	
監査役	林 嘉 人	
監査役	池 澤 実	
監査役	竹 鼻 賢 一	

- (注) 1. 取締役北村晴男氏、小竹貴子氏及び池田潤氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役林嘉人氏、池澤実氏及び竹鼻賢一氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役神田芳夫氏及び監査役竹鼻賢一氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役北村晴男氏、小竹貴子氏及び池田潤氏、監査役林嘉人氏、池澤実氏及び竹鼻賢一氏を東京証券取引所の有価証券上場規程の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額	報酬等の種類別の額		
			金 銭 報 酬	株 式 報 酬 (固 定)	株 式 報 酬 (業 績 連 動)
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	179百万円 (22百万円)	163百万円 (20百万円)	16百万円 (2百万円)	— —
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	32百万円 (14百万円)	32百万円 (14百万円)	— —	— —
合 計	13名	212百万円	195百万円	16百万円	—

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2009年6月26日開催の第46回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。また、上記報酬限度額とは別枠で、2019年6月21日開催の第56回定時株主総会において、株式報酬等の額として3事業年度の限度額を230百万円以内、株式数の上限を年49,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2017年6月23日開催の第54回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役3名）であります。
3. 交付された株式の状況等は「2.会社の現況（1）株式の状況⑤」に記載の通りです。

【取締役等の報酬に関する事項】

当社取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各責務を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬及び株式報酬（業績連動株式報酬及び固定株式報酬により構成される）により構成され、担当職務、年度業績、貢献度等を総合的に勘案し、代表取締役社長、社外取締役、社外監査役と協議のうえ、取締役会より一任された代表取締役社長水野雅義が決定しております。委任された理由は当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、その権限を行使するに際しての裁量の範囲は特段の制限はないものとしております。また、各監査役の報酬は、監査役の協議により決定しております。上述の基本方針は、2021年2月2日開催の取締役会において決議しております。取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

【業績連動報酬等に関する事項】

取締役を対象に、中長期的な視点で株主の皆様と利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づけることを目的とし、株式報酬制度を導入しております。業績連動部分に関しましては、業績連動報酬に係る指標である「連結売上高営業利益率」及び「連結当期純利益」の達成度に応じてポイントを付与することとしております。この指標を選定した理由としましては、当社グループは安定的な増収・増益を基本目標とし、より高い収益性を確保するという経営観点を重視しているためであります。報酬額の水準については、外部専門機関の調査等を踏まえて、同一地域及び同規模の企業との比較のうえ、優秀な経営人材を確保するため競争力のある水準を設定し、固定報酬と業績連動報酬の割合を決定しております。そして、上述2つの指標の達成度に応じて0%～150%の範囲で業績連動報酬（ポイント）を決定いたします。また当事業年度の指標目標につきましては、連結売上高営業利益率6.8%及び連結当期純利益3,300百万円としており、達成率は、連結売上高営業利益率が41.7%、連結当期純利益が76.7%となりました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

④ 補償契約の内容の概要

当社と取締役水野雅義氏、高藤富夫氏、森正博氏、重田克己氏、稲富聡氏、北村晴男氏、小竹貴子氏、池田潤氏及び監査役神田芳夫氏、林嘉人氏、池澤実氏、竹鼻賢一氏は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社従業員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、悪意又は重過失がある場合には、補償の対象としないこととしております。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、2022年7月に更新の予定であります。

【保険契約の内容の概要】

1. 被保険者の範囲

当社及び子会社に所属する取締役、監査役及び執行役員

2. 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

3. 補償の対象となる保険事故の概要

被保険者の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）に補償されます。

4. 役員等の職務の執行の適正性が損なわれなかったための措置

被保険者の私的な利益供与や犯罪行為等による賠償責任に対しては、補償対象外の免責条項が付されております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

八. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	北村 晴男	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と幅広い知見に基づく専門性と見識を活かし、営業・生産活動上の課題及び連結子会社の運営へのアドバイス等、業務執行者から独立した客観的立場で意思決定に関し適切な助言・提言を行っております。
取締役	小竹 貴子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。食及び料理の分野に精通する女性取締役として、食の動向に関する情報提供及び営業戦略上のアドバイス等、適切な意見を発信しています。女性取締役として業務執行者から独立した客観的立場で意思決定に関し適切な助言・提言を行っております。
取締役	池田 潤	2021年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。異業種で培った人材開発・組織開発等に関する知見を活かし、人と組織の面から事業を成長させる視点で、組織の活性化等に対し適切な意見を発信しています。業務執行者から独立した客観的立場で意思決定に関し適切な助言・提言を行っております。
監査役	林 嘉人	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。金融機関において経営者及び役員としての豊富な経験を活かし、業務執行上の課題に対し、適切な意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	池澤 実	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。国内外の企業における経営者や会社役員としての経験及び知見に基づく視座から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	竹鼻 賢一	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。銀行及び証券会社の経営に携わった豊富な経験と幅広い知見に基づく適切な意見を発信することで、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	53百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保し、継続的な改善を目指すための体制の概要は以下の通りであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規則等に基づき適切な運営を行う。
- ロ. 取締役会は、内部統制の基本方針を決定する。取締役は、他の取締役と情報共有を図るとともに相互に業務執行状況を監督する。
- ハ. 監査役は、監査役会で定めた監査方針・監査計画及び監査役監査基準に基づき、取締役の職務の執行を監査する。また、内部監査部署は社長直属の組織として内部監査を実施する。
- ニ. 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する内部統制が継続的に機能する体制を構築する。
- ホ. 全社的な遵法意識の高揚とコンプライアンス違反行為等の未然防止を図るため、行動規範・行動指針を定め、コンプライアンス・マニュアルを策定する。また、年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定し、実践する。
- ヘ. コンプライアンス違反行為等やその恐れがある場合には、業務上の報告経路のほか個別の事案に関する相談又は報告ができるよう「内部通報制度」を定め、事態の迅速な把握と是正を図る体制を整える。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び文書管理規程等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。
- ロ. 関連規程については、必要に応じて随時見直し等の改善を行う。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク管理規程において、損失発生リスクに応じた所管部署を定めるとともに、全てのリスクを総体的に管理する統括組織としてリスク管理委員会を設置する。
- ロ. リスク管理委員会は、全社的なリスクの把握とその評価を行い、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定め、損害の拡大を最小限に抑える体制の構築と運用に努める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営について取締役会規則に定めるとともに、原則として取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
- ロ. 取締役の業務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等において職務分掌・職務権限を定めるとともに、必要に応じこれらの規程を見直し、効率的な業務執行体制を維持する。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の管理は、子会社管理規程、子会社管理規程実施要領等による。親会社に対する報告頻度や報告先、内容等を定めることにより、当社グループにおける業務の適正確保と子会社取締役職務の法令への適合性・効率性を確保するとともに、子会社損失のリスク管理を図る。
- ロ. 規程管理規程に、コンプライアンス・マニュアル等を含む当社制定の規程の範囲が子会社に及ぶことを明記し、コンプライアンス・プログラムについても当社グループ全体で展開する。
- ハ. 子会社に対しては、当社監査部による内部監査を実施する。

⑥監査役の監査に関する体制

- イ. 監査役による監査の実効性を担保するため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要な員数及び求められる資質について協議のうえ、適任と認められる人員を配置する。また、監査役を補助すべき使用人については、取締役から独立して監査役の指示に基づき補助業務を行うものとし、当該使用人の人事異動、処遇については監査役の同意を得るものとする。
- ロ. 監査役の監査を実効性の高いものとするため、取締役会以外にも経営審議会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受ける。また、代表取締役と密に意思疎通を図る。
- ハ. 内部監査部署は常に、その内部監査の結果知り得た情報を監査役に伝達する。また、監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

- 二. 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他重要事項を監査役に報告する。
- ホ. 当社グループの取締役及び使用人は、コンプライアンス違反や当社グループに対し著しい損害を及ぼす恐れのある事案を知った場合は、速やかに内部通報規程に基づき所定の報告を行う。内部通報窓口部署は監査役に当該内容を報告する。なお、内部通報を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることがないよう規程に明記する。
- ヘ. 監査役が職務の執行のため、会社法に基づく費用の前払い等の請求をした時は、当該費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

⑦反社会的勢力の排除に向けた体制

- イ. 当社グループは、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不当な要求や取引に応じたりすることのないよう毅然とした対応、姿勢をとることを取締役及び使用人に周知徹底する。
- ロ. 当社グループは反社会的勢力との関係を遮断・排除し、業務の適正を確保するため、関係行政機関等からの情報収集に努める。また、これらの問題が発生した時は関係行政機関や当社顧問弁護士と緊急に連絡をとり、組織全体として速やかに対処できる体制を構築する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保し、継続的な改善を目指すための体制についての運用状況の概要は以下の通りであります。

①取締役の業務の執行

当社は、業務の適正を確保するため、当事業年度に取締役会を14回開催し、経営上の重要事項を協議、決定しております。経営戦略や経営計画等の基本方針及び当社の事業推進に当り、対処すべき課題の対処方法等について、社外役員(社外取締役3名、社外監査役3名)を交え、自由な意見交換のもとで議論をしており、経営や業務執行の監督機能、牽制機能は適切に遂行されていると判断しております。そのほか、毎週1回開催される常勤役員会におきまして、担当役員より担当業務の執行状況や経営課題進捗状況の報告を受け、組織横断的な意思の疎通を図っており、出席役員は業務執行取締役からの報告に対して必要に応じて指摘、意見を述べております。

また、取締役、監査役、執行役員、部長で構成される経営審議会(3カ月に1度)を開催し、経営戦略、経営計画のほか、部長会(経営審議会開催月を除き毎月開催)において議題となった経営課題を含め、当社グループが直面している諸課題についてスピーディーに審議、対応しております。

②監査役の業務の執行

当社は、業務の適正を確保するために、当事業年度に監査役会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定しております。取締役会、経営審議会等、重要な会議にも参加し積極的に意見を述べるとともに、担当取締役との意見交換を実施、また、必要に応じ各所課に出向き部長ほか社員と面談、意見交換をしております。

監査役間及び社外取締役とも情報共有、意見交換しながら連携を図る一方、監査法人とも随時、情報共有、意見交換を実施して課題の把握と解決に努めております。

③リスク管理

当社は、リスク管理規程を定め、適切なリスクコントロールを行っております。また、当社の業務の適正化を確保し、継続的な改善を目指すことを目的とし、内部統制基本方針に則り、そのシステム構築を図っております。

④コンプライアンスに対する取り組み

当社は、内部統制システム構築のため、コンプライアンス規程、コンプライアンス・マニュアル等を制定する一方、コンプライアンス実践の統括機関として、社長を委員長とするコンプライアンス委員会(以下 委員会)を設置しております。委員会はコンプライアンス活動計画であるコンプライアンス・プログラムを策定し、全社的な活動を展開しております。

また、管理本部内にコンプライアンス担当者(以下 担当者)を配置し、コンプライアンス・プログラムに基づき研修・啓蒙活動等を行い、各所課から定期的に実践に関する報告を受け、取りまとめて委員会に報告しております。

委員会は担当者からの報告を受け、必要に応じて取締役会に報告し、取締役会は課題解決に対し真摯に取り組む体制としております。

監査役は取締役に対する業務監査等において、その職務遂行の適切性を監査するほか、監査部の定例監査において、各所課のコンプライアンス・プログラムの運用の有効性等を検証、評価しております。

当社は、内部通報制度を制定し、コンプライアンス違反あるいはその恐れのある事象を知った場合には、直接社長室及び管理本部長に報告、相談ができる体制としており、事態の迅速な把握と是正に努めております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	27,100	流 動 負 債	21,757
現金及び預金	12,481	支払手形及び買掛金	5,763
受取手形	329	短期借入金	4,951
売掛金	5,587	一年内返済予定の 長期借入金	4,490
商品及び製品	1,975	未払法人税等	1,002
仕掛品	4,173	賞与引当金	1,016
原材料及び貯蔵品	945	その他	4,531
その他	1,635	固 定 負 債	28,666
貸倒引当金	△27	長期借入金	17,753
固 定 資 産	77,832	新株予約権付社債	9,719
有 形 固 定 資 産	68,774	繰延税金負債	356
建物及び構築物	69,934	退職給付に係る負債	382
機械装置及び運搬具	66,786	資産除去債務	240
工具器具及び備品	2,264	役員株式給付引当金	71
土地	14,418	その他	144
建設仮勘定	27	負 債 合 計	50,423
減価償却累計額	△84,657	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	250	株 主 資 本	53,798
のれん	46	資本金	5,500
その他	204	資本剰余金	5,728
投 資 そ の 他 の 資 産	8,807	利益剰余金	45,888
投資有価証券	5,664	自己株式	△3,318
繰延税金資産	400	その他の包括利益累計額	710
退職給付に係る資産	1,040	その他有価証券	1,038
その他	1,718	評価差額金	△205
貸倒引当金	△14	為替換算調整勘定	△122
		退職給付に係る 調整累計額	△122
資 産 合 計	104,933	純 資 産 合 計	54,509
		負 債 純 資 産 合 計	104,933

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	70,932
売上原価	53,540
売上総利益	17,392
販売費及び一般管理費	15,377
営業利益	2,014
営業外収益	
受取利息	5
受取配当金	127
受取地代家賃	651
受取替差益	92
その他	809
営業外費用	68
支払利息	79
経常の利益	13
特別利益	16
特別損失	110
固定資産売却益	4
その他	0
固定資産除却損	1
その他	0
税金等調整前当期純利益	3,658
法人税、住民税及び事業税	1,098
法人税等調整額	32
当期純利益	2,530
親会社株主に帰属する当期純利益	2,530

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,287	流動負債	16,276
現金及び預金	6,357	支払手形	1,492
受取手形	5	買掛金	125
売掛金	2,742	短期借入金	4,850
商品及び製品	1,283	一年内返済予定の借入金	4,438
仕掛品	3,727	未払費用	2,668
貯蔵品	454	未払消費税等	372
その他	2,716	未払法人税等	103
貸倒引当金	△0	預り金	804
固定資産	79,791	賞与引当金	57
有形固定資産	55,824	賞備支手形	805
建物	50,464	設備の	429
構築物	4,152	固定負債	127
機械及び装置	55,227	長期借入金	27,788
車両及び運搬具	1,108	新株予約権付社債	17,700
工具器具及び備品	1,409	繰延税金負債	9,719
土地	12,440	役員株式給付引当金	219
建設仮勘定	12	その他	71
減価償却累計額	△68,989	負債合計	44,064
無形固定資産	163	(純資産の部)	
ソフトウェア	76	株主資本	51,993
その他	86	資本金	5,500
投資その他の資産	23,803	資本剰余金	5,728
投資有価証券	5,540	資本準備金	5,692
関係会社株式	9,131	その他資本剰余金	35
関係会社長期貸付金	9,563	利益剰余金	44,083
長期前払費用	62	利益準備金	761
前払年金費用	1,215	その他利益剰余金	43,321
その他	1,609	別途積立金	33,500
貸倒引当金	△3,318	繰越利益剰余金	9,821
資産合計	97,078	自己株式	△3,318
		評価・換算差額等	1,020
		その他有価証券	1,020
		評価差額金	1,020
		純資産合計	53,013
		負債純資産合計	97,078

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	49,090
売上原価	36,230
販売費及び一般管理費	12,860
営業利益	11,743
営業外収益	1,117
受取利息	83
受取配当金	292
受取地代家賃	628
受取替の差益	89
その他	870
営業外費用	55
支払利息	72
貸倒引当金繰入	622
その他	16
経常利益	712
特別利益	2,425
固定資産売却益	4
その他	0
特別損失	4
固定資産除却損	1
その他	0
税引前当期純利益	1
法人税、住民税及び事業税	2,428
法人税等調整額	773
当期純利益	58
	832
	1,595

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月31日

ホクト株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
松本事務所
指定有限責任社員 公認会計士 大野 祐平
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 堀井 秀樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ホクト株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ホクト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月31日

ホクト株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
松本事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大野 祐平
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀井 秀樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ホクト株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月9日

ホクト株式会社 監査役会

常勤監査役	神	田	芳	夫	Ⓔ
社外監査役	林		嘉	人	Ⓔ
社外監査役	池	澤		実	Ⓔ
社外監査役	竹	鼻	賢	一	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な政策と位置づけております。経営体質の強化ならびに今後の事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当の継続に努めることを基本方針としております。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金50円

配当総額 1,590,369,450円

なお、すでに中間配当金として1株につき10円をお支払いいたしておりますので、これを加えますと年間の配当金は1株につき60円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることから、以下の通りに当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条（電子提供措置等）は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
また、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (2) 株主総会資料の電子提供制度が導入されると、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとしたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下の通りであります。

（下線は変更部分を示しております。）

変 更 前 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> <u>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	< 削 除 >

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役林嘉人氏及び池澤実氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、以下の通りであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	いけざわ みのる 池澤 実 (1948年7月8日)	1971年 4月 株式会社ユアサ 入社 (現ユアサ商事株式会社) 1977年 9月 サイアムサムット株式会社 (タイ現地法人) 取締役 2002年 4月 ユアサ商事株式会社 原料事業部長 2002年12月 株式会社ヴォークス・トレーディング執行役員 2007年 8月 ヴォークス・トレーディングUSAコーポレーション代表取締役 2009年 2月 株式会社ヴォークス・トレーディング監査役 2013年 2月 株式会社ヴォークス・トレーディング監査役 退任 2014年 6月 当社社外監査役 (現任)	1,484株
<p>【社外監査役候補者とした理由】 同氏は、国内外において企業経営に携わった経験に基づく豊富な知見と見識を活かし、監査役として業務執行に対し適切な発言を行っております。今後も、監査役として適切な職務の遂行ができるものと判断し、社外監査役候補者としております。</p>			

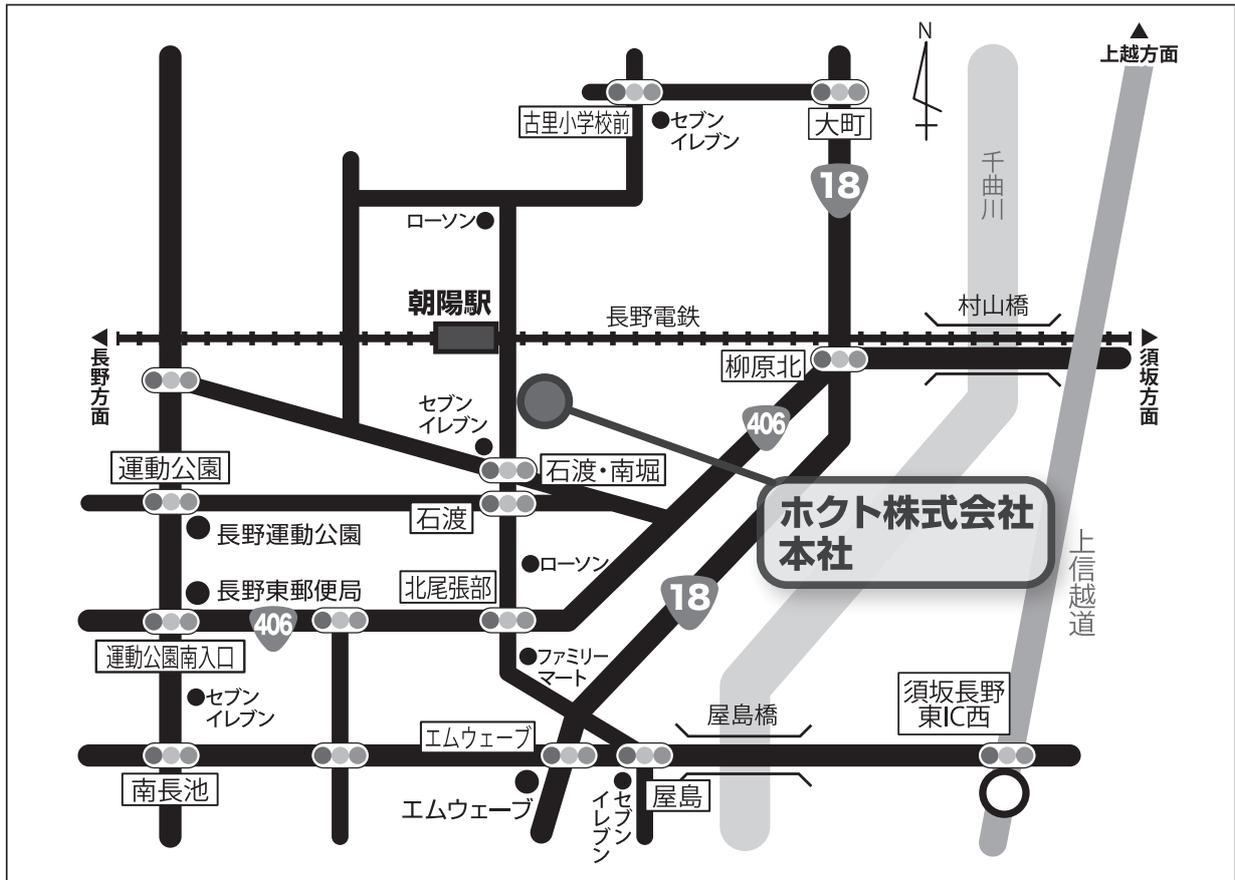
候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
※ 2	つちや 土屋 孝二 (1958年4月8日)	1982年 4月 長野県信用組合 入組 2012年 6月 長野県信用組合 常勤監事 2013年 3月 長野県信用組合 常勤理事 2013年 6月 長野県信用組合 常務理事 2015年 6月 長野県信用組合 代表常務理事 2017年 6月 長野県信用組合 代表専務理事 2021年 6月 長野県信用組合 代表専務理事 退任 2021年 6月 信陽商事株式会社 代表取締役社長 (現任)	一株
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、金融機関において長年にわたり役職員として経営に携わり金融全般に関する豊富な経験と知識を有しております。</p> <p>また、信用組合業界初となる海外拠点事務所の開設にかかわる等、国際業務についても知見を有しております。こうした経験、知識を当社監査役として活かしていただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者との間には特別の利害関係はありません。
3. 池澤実氏及び土屋孝二氏は、社外監査役候補者であります。
4. 池澤実氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
5. 当社は、池澤実氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する内容の補償契約を締結しております。池澤実氏の再任が承認された場合には、当社は当該補償契約を継続する予定であります。また、第3号議案の承認可決を条件として、土屋孝二氏との間においても上記規定に基づき、同一の補償契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。第3号議案の承認可決を条件として、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

7. 当社は、池澤実氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。池澤実氏の再任が承認された場合には、当社は当該責任限定契約を継続する予定であります。また、第3号議案の承認可決を条件として、土屋孝二氏との間においても上記規定に基づき、同一の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、池澤実氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、土屋孝二氏についても東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図



会場 長野県長野市南堀138番地1
 当社本社大会議室
 TEL 026-243-3111 (代表)
 私鉄 (長野電鉄) 朝陽駅下車 徒歩3分